# 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、七月三日マラルーシ国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり地域再生に向けた地方財政改革についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十五年七月四日

総務大臣　新藤　義孝

### 地域再生に向けた地方財政改革についての意見

平成25年６月５日

地方財政審議会

当審議会は、今後の骨太方針や中期財政計画の策定を見据え、地域再生に向けた地方財政改革について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～地域の再生に向けて～

我が国の景気は、緩やかに持ち直しつつある。この傾向を確実なものとし、デフレからの脱却と、その後の持続的成長を実現するためには、国・地方が一体となって経済再生に取り組まなければならない。このため、政府は、大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体的かつ強力に実行することとしている。

特に、地方自治体による元気の創造と、その積み重ねが日本経済全体の再生に大きく貢献することが期待される。このため、地域経済を活性化させるための構想として、「地域の元気創造プラン」が策定され、その具体化が図られている。

その一方で、我が国の財政は、社会保障関係費の急増や景気の低迷に伴う税収の減少などにより、公的債務残高が累増するなど危機的な状況にあることから、政府は、国・地方のプライマリーバランスに関する財政健全化目標を設けて、財政健全化に取り組んでいる。なお、この目標は、国際公約にもなっている。

近く、政府は、骨太方針の策定や、これに続く中期財政計画を通じて、経済再生に向けた取組や、経済再生と両立すべき財政健全化に向けた取組の方向を示していくことになる。さらにこうした方向に基づいて、来年度予算編成に向けた作業が行われていく。その過程では、国の財政と並ぶ車の両輪として重要な地位を占める地方財政についても、大きな議論となることが予想される。

このような状況に鑑み、当審議会は、目指すべき地域の姿―住民の幸せ・安心と地域の元気―を掲げた上で、地域の再生に向けた地方財政の姿と地方財政の改革の方向を示すこととした。

第一　目指すべき地域の姿と地方財政の姿

1　目指すべき地域の姿

⑴　住民の幸せ・安心

目指すべき地域の姿の一つ目の柱は、住民の満足度を高めて幸せをもたらし、多様なセーフティネットを築いて住民の安心をもたらすことである。人口減少や少子高齢化、雇用環境や産業構造の変化、防災・減災の必要性の高まりなどの社会経済情勢に対応し、住民の幸せと安心を確保することが重要である。

地域社会が多様化する中、住民の幸せ・安心をもたらすための処方箋は地域ごとに異なる。地方自治体は、様々な行政サービスを安定的に提供することはもとより、住民ニーズを的確に把握し、創意工夫を凝らして魅力ある地域づくりに積極的に取り組むことが求められている。また、東日本大震災からの復興を加速しなければならない。

⑵　地域の元気

目指すべき地域の姿の二つ目の柱は、「地域の活性化なくして日本経済の再生なし」との考えの下、地域経済の活性化を実現し、地域の元気を創造することである。地域の元気が、我が国の喫緊の課題であるデフレからの早期脱却と持続的な経済成長の実現をもたらすことが期待される。

地域には、自然、景観、文化、再生可能エネルギー、地場産品等多様な地域資源があり、産業界、大学等教育機関、地域金融機関といった地域経済の活性化の担い手がいる。また、ＮＰＯ法人などの住民組織の活動も活発になっている。地方自治体が、地域の特色に応じ、これらの資源を有効に活用しつつ、担い手と連携することにより、地域からの経済成長を実現することが必要である。

2　目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方財政基盤の構築

経済情勢が変動する中にあっても、すべての地域において、地方自治体が行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政基盤が持続可能なものでなければならない。このことが、住民の幸せ・安心や、地域の元気の創造を支えることにつながる。

このため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築や、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の地方一般財源総額を確保する必要がある。

現在、国・地方とも厳しい財政状況に直面している。地方財政の持続可能性が向上し、地方財政が有効に機能するためにも、地方財政の健全化を図るべきことはいうまでもない。公経済の担い手である国と地方が歩調を合わせ、歳入歳出両面にわたる見直しに取り組む必要がある。

⑵　地方の自立性の向上

住民の幸せ・安心をもたらし、地域の元気を創造するためには、地方自治体が、それぞれの個性を活かし、自らの責任と判断の下、地域の課題の解決に当たることができるよう、地方の自立性のさらなる向上が必要である。

このため、地方への義務付け・枠付けの見直しや権限移譲など、地方分権改革を推進する必要がある。また、地方の行政の質と効率性のさらなる向上に努める必要がある。

さらに、地方税は、地方分権の基盤である。歳入に占める地方税収の割合を高めるとともに、リーマンショック後に大幅に減少した不交付団体が増加するよう、地方の役割に見合った地方税の充実や、日本経済の再生、地域経済の活性化による地方税の増収に取り組む必要がある。

なお、地方の自立性のさらなる向上を目指すことは、国による財源保障の範囲の縮減を目指すことを意味するものではない。

地方分権改革の進展に伴い、地方自治体の役割は一層増しており、引き続き地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能は適切に発揮されなければならない。

第二　地方財政改革の方向

第一で述べた目指すべき地域の姿、目指すべき地方財政の姿の実現に向け、以下のとおり地方財政の改革に取り組むべきである。

1　地域経済活性化策の展開による地方税の充実

地域の元気は、それぞれの地域における活性化により創造される。地域の元気の積み重ねが、日本経済全体の再生につながる。このため、国における経済再生に向けた制度改革等に加え、それぞれの地域における活性化の取組が重要である。

地域の元気創造の取組による地域経済の活性化は、税源涵養を通じて、税収の増加をもたらし、地域の自立や地方財政の健全化を促すことが期待される。

現在、産業競争力会議を中心に、民間投資を喚起するための成長戦略の策定が進んでいる。一方、総務省が策定した「地域の元気創造プラン」は、地方自治体が核となり、地域からの経済成長を実現する構想として有意義である。今後、その具体化を図り、先行モデルの構築など地方自治体の支援に取り組む必要がある。

また、地域経済の活性化は、地域の特色に応じ、地域資源を活用しながら、様々な担い手と連携して展開される。このような地域経済の活性化が、税源涵養に結びつくためには、一過性ではなく息の長い取組が必要となる。

このため、地方自治体による継続した取組が可能となるよう、地域経済の活性化の取組に必要となる財政需要を的確に把握し、地方交付税の算定に反映させる仕組みを一定期間継続することが考えられる。その際、地方自治体が標準的な行政水準を確保できるようにするという地方交付税の性格を踏まえ、算定に係る規模や指標を適切に設定する必要がある。